

さめき水田営農だより

緊急特集



【目次】	○主食用米は需給改善が必要.....1
	○稻作経営安定のため飼料用等の作付拡大にチャレンジを!2
	○お知らせ4

主食用米は需給改善が必要

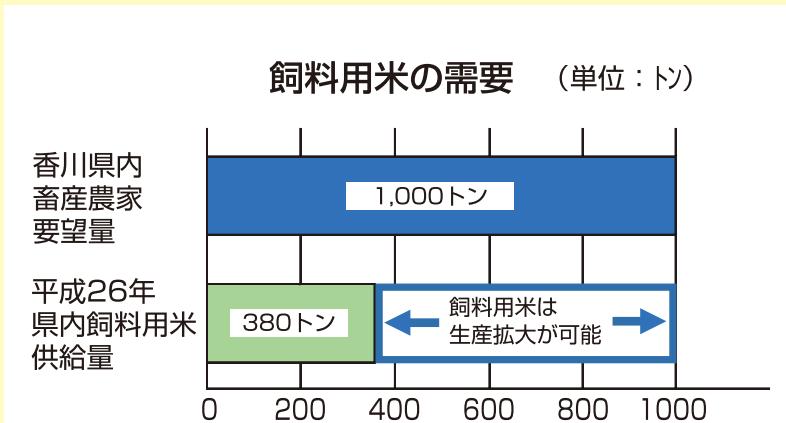
主食用米は、需要量に対して生産量が超過しているため、在庫量が前年より増えています。主食用米の在庫を平年水準へ削減するための目安として、国から自主的取組参考値が示されました。非主食用米等への転換に自主的に取組み、生産数量目標から主食用米の作付をさらに削減し、交付対象作物を作付した場合は、5千円/10a程度を産地交付金として支払できるよう検討しています。

飼料用米等の生産拡大にチャレンジしませんか!

主食用米の適正在庫を実現するには、自主的取組参考値の確実な達成が必要ですが、それには、飼料用米等の新規需要米や加工用米等に転換することで、主食用米の作付を削減することが必要です。

特に飼料用米は、JAにおいても確実な需要先が確保されており、養鶏農家等の利用希望も増加しています。交付金等で確実な収入を得られ、主食用米の需給バランスに影響を与えることなく、水稻作付の規模拡大で収入増加を図ることができます。

県としては、**自らの判断**
で、**飼料用米等の作付拡大**
にチャレンジする生産者を、
手あげ方式で募集し、支援
してまいります。



※畜産農家要望量は、県畜産課調べ。この他、県内飼料工場等から7千トンの要望があります。

※H26年供給量は作付面積からの推定(76ha×5t/ha)

P2に続く

稲作経営安定のため飼料用米

1. 主食用米から飼料用米などに積極的に転換を

県では、**自らの判断により農業経営を発展させようとする米生産者の方を応援しています。**

27年産においては、米生産者の皆様が、配分を受けた27年産米の生産数量目標まで、主食用米を作付せず、飼料用米への転換など、27年産の生産数量目標から主食用米の作付をさらに削減した場合に、その転換面積に応じて、通常の産地交付金に加えて5千円/10a程度の産地交付金の交付を予定しています。自らの経営判断で、新規需要米などの作付拡大にチャレンジしてみてはどうでしょうか!



※なお、今回のチャレンジによる27年産の生産実績については、28年産の生産数量目標の配分に影響のないように配慮します。

2. 産地交付金(5千円/10a)の交付対象作物

主食用米の積極的な減産に取り組んだ場合の交付対象作物

新規需要米	飼料用米・米粉用米・WCS用稻などの新規需要米の生産拡大に取り組む。
加工用米	加工用米として、大きな需要が存在する「オオセト」や「さぬきよいまい」の生産拡大に取り組む。
小麥	品質が良く、実需者からの増産要望が強い「さぬきの夢」を生産拡大する。

※備蓄米・はだか麦など上記以外の作物は対象外です。

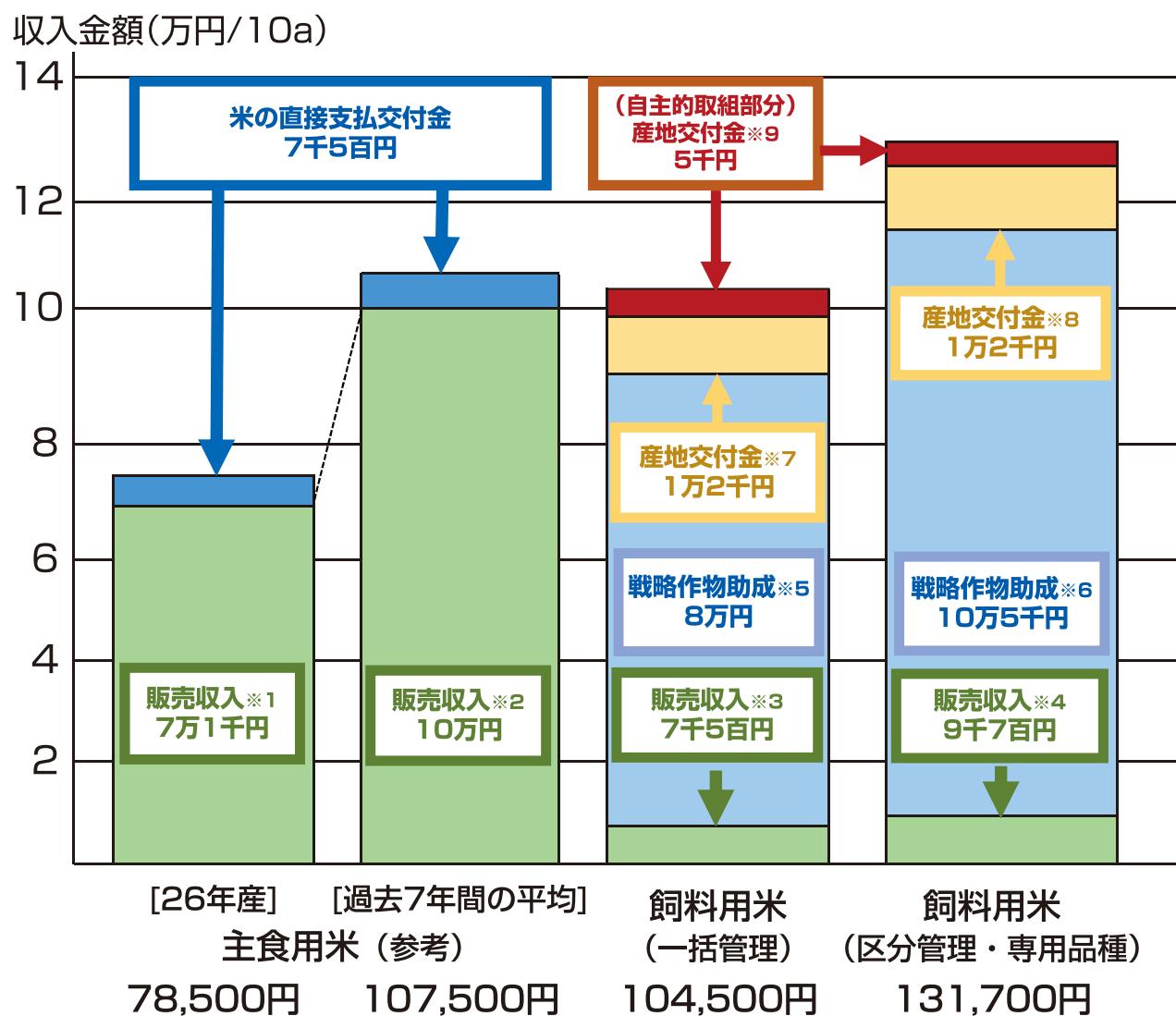
3. 手続き(手順)

- ① 主体的な取組みを尊重させていただくことから、**希望される方は、まず、地域農業再生協議会へ申し出て（手あげ方式）ください。**
- ② その際に、**配分を受けた生産数量目標面積のうち、主食用米を減産する面積の報告**をいただきます。
- ③ 報告いただいた面積について、「自主的取組参考値」として提示いたします。
- ④ **取組み状況を確認させていただいた上で、主食用米の減産面積の範囲内で、上記対象作物の作付面積に対して5千円／10aを交付予定**です。

(注意) 詳細なスケジュールについては、次号のさぬき水田営農だよりでお知らせする予定です。

等の作付拡大にチャレンジを!

4. 飼料用米の収入 (26年度の産地交付金等より試算)



※1 品代手取り見込（ヒノヒカリ2等相対販売価格（27年1月現在）から流通経費等を控除、単収500kg）

※2 ヒノヒカリ2等過去7年間（7中5）JA精算平均額（単収500kg）

※3 15円/kg×500kg(玄米)

※4 15円/kg×650kg(玄米)

※5 基準単収どおりの量を出荷する場合

※6 区分管理で650kg以上を出荷する場合

※7 新規需要米加算12,000円（担い手の場合はさらに3,000円加算）

※8 新規需要米加算12,000円（担い手の場合はさらに5,000円加算）

※9 産地交付金の追加交付（不足する場合は従来枠で対応予定）

相談窓口

JA香川県 農産販売課

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

香川県農業生産流通課

087-818-4109

087-825-2503

087-832-3418

攻めの農業実践緊急対策事業の募集

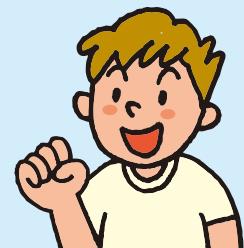
第4回募集を、平成27年2月20日（金）から3月31日（火）まで実施します。

この事業のうち、農業機械導入への支援については、参加農家戸数は原則5戸以上とされていましたが、下記の要件を満たす場合は**参加農家戸数3戸以上でも取組み可能**となりました。詳細な内容や申請書様式については「香川県農業再生協議会のホームページ」に掲載しているほか、下記の「問い合わせ先」にご照会ください。

【3戸以上で取り組む場合の要件】

基幹的農業者が、

- ① **主食用米からの転換**により**土地利用型作物**（飼料用米等の新規需要米、加工用米、大豆、麦（四麦））の作付規模を**拡大**
- ② 拡大後の作付面積（生産効率化プラン）が地域の平均的な作付面積の**5倍以上**（ただし、条件不利地域は除く）
- ③ 機械作業の出し手となる**2戸以上の農業者**から機械作業を**集約**（又は3戸以上の基幹的農業者で機械を共同利用）の**すべてを満たし**、県協議会等が地域の低コスト生産のために特に必要と認める場合については助成対象とすることとされましたのでお知らせします。



稲作農業の体质強化緊急対策事業申込者の皆様へ

この事業は、**主食用米の低コスト化**に向けた取組みを支援するものです。申込時より取組面積を縮小する場合は差額分の返還が必要となる場合がありますので、確実な取組みに向けて、しっかりとした準備が必要です。

また、27年産米収穫後に「**生産コスト低減実施状況報告書**」、「**取組実績の詳細**」、「**添付書類**」を地域農業再生協議会へ提出することが必要です。

※この事業は、平成27年1月30日に募集を締め切っております。詳細は「香川県農業再生協議会のホームページ」をご覧ください。



●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503
TEL:087-832-3418